

論文提出の一部免除に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、公共建築工事品質確保技術者の資格制度に関する要綱第16条に規定する論文提出の一部免除することができる者の資格に関する事項を定める。

(論文提出の一部免除)

第2条 公共建築工事品質確保技術者(Ⅱ)の資格を有する者が、公共建築工事品質確保技術者(Ⅰ)の資格試験を受験する場合、論文1の提出を免除する。

付 則

この細則は平成22年4月8日から施行する。

平成24年5月22日一部改正

平成26年5月28日一部改正

平成26年9月24日一部改正

平成27年5月25日一部改正